

## 市の役割を果たすための取組事項の取組状況 C・D・E評価分(令和2年度実績)

### 評価の基準

- C 計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない
- D 一部取り組んでいるが停滞している
- E 取組に至っておらず停滞している

令和3年6月

## 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策1 地域福祉意識の高揚と担い手育成)

### 取組項目-1 地域ボランティア人材の確保・育成(1-1-1)

#### (取組の方向性)

情報提供や活動場所の支援を行うことにより、地域福祉活動を行うための環境づくりを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	2	ボランティアニーズの把握に努めます。	
取組計画	2 2	ボランティア講座のあり方・活動場所の拡大等について検討する	D
	2 3	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する	C
取組実績	2 2	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言後、感染拡大防止のため、ボランティア受入施設(介護サービス事業所)がなく、実施ができませんでした。	
	2 3	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
R3年度取組計画	2 2	1 受入施設及び活動の場について調整 2 ボランティア講座(SNSの活用も含める)開催 3 介護予防ボランティアポイントの周知	
	2 3	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する。また、障がい者相談員に対し、相談の中で既存の行政サービス以外でボランティアが対応可能な支援のニーズがあるかアンケートを行う	
市の役割	4 1	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	
取組計画	4 1	地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う。(地域福祉活動協力員制度の必要性について検討)	D
取組実績	4 1	(社会福祉課) 地域(まちづくり協議会の区域)の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりの一つとしての協力員制度の今後の方向性を協議するため、地域福祉計画の令和2年度上半期の取組状況調査(令和元年度評価がC評価、D評価、E評価の取組のみ)を踏まえ、地域福祉計画部内推進会議を開催しました。協力員制度の土台と考えている生活支援体制整備事業の今後の方向性を協議した結果、国で示している協議体や生活支援コーディネーターの役割を果たして行くことが現状では難しいため、地域の高齢者の現状やニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズや課題について各地区のまちづくり協議会と情報共有を行いながら、生活支援等サービスの体制整備を推進していくといった方針づけを行いました。そのため、現状では(仮)地域福祉活動協力員制度の制度設計(市全体の仕組み)の根幹となる地域の支え合い活動で提供すべき具体的な生活支援等が明確になっていないことから、当分の間、相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していくこととしました。	
	4 1	(健幸長寿課) 市民協働推進課と社会福祉協議会、健幸長寿課のまちづくり協議会と生活支援体制整備事業の考え方、生活支援コーディネーターの役割等の共有化を図りました。(10/28実施)	
R3年度取組計画	4 1	会員相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していく	
	4 2	1 関係課(市民協働推進課、社会福祉課)、社会福祉協議会、健幸長寿課等との情報共有会議を開催する 2 各まちづくり協議会地域福祉部会の活動状況を、関係課に定例報告し、課題の共通理解を図る	

## 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策2 地域福祉活動の支援)

### 取組項目-3 地域担当職員制度による支援(1-2-3)

#### (取組の方向性)

地域担当職員制度により、地域への必要な情報を提供することで地域の福祉活動を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	18	地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。	
取組計画	18	1 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会支援担当職員制度や地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	C
取組実績	18	1 まちづくり協議会においてさらに地域福祉活動が推進できるように、まちづくり協議会支援担当職員として、社協職員及び健幸長寿課職員を配置しています。 まちづくり協議会とまちづくり協議会支援担当職員(社協職員及び健幸長寿課職員)の連携が円滑に行われていない地区もあるため、調整が必要です。	
R3年度取組計画	18	1 まちづくり協議会において、協議体としての機能を確立していくために、地域の支え合い・助け合い活動を支援するため配置している地域包括支援センター職員及び社協職員の役割を明確にして、地域の支え合い・助け合い活動を推進していく	

### 取組項目-4 交流する場の創出支援(1-2-4)

#### (取組の方向性)

身近なところで気軽に交流できる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいづくりや仲間づくりができる場を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	19	地域における居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)づくりを支援します。	
取組計画	19	3 未開設地域での運営ボランティアの発掘、開設の支援をしていく	C
	19	5 新たに設計したコミュニティサロン制度に基づき、地域のさらなる活性化を目指す	C
取組実績	19	3 高野地区まちづくり協議会の地域福祉部会(サロンチーム)の中で、サロンの立ち上げについて話し合いを計画していましたが、協議会開催中止となり、今後話し合いを再開する予定です。	
	19	5 新制度である空き家等活用コミュニティ推進事業助成制度を活用して、5団体が空き家等を活用した地域活動を実施しています。	
R3年度取組計画	19	3 各まちづくり協議会でサロンについての情報共有を行うとともに、運営ボランティアの発掘や開設の支援をしていく	
	19	5 空き家等の交流の場(集会施設)としての活用については、法的な規制や空き家所有者の意向等もあり、空き家等活用コミュニティ推進事業助成制度の活用が停滞傾向にある。そのため、新たに制度設計した地域活動のための施設等使用料助成金を積極的に周知し、活用につなげることで、地域における居場所、交流の場づくりの支援をしていく	
市の役割	20	活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるよう支援します。	
取組計画	20	1 新たに設計した自治公民館借り上げ助成制度に基づき、地域のさらなる活性化を目指す	C
取組実績	20	1 新たに制度設計した地域活動のための施設等使用料助成金を3団体が活用し、地域活動の拠点を得ています(助成金利用件数延べ10件)。	

区分	番号	内 容	評価
R3年度 取組計画	20	1 継続して新制度により、地域の居場所、交流の場づくりを支援する。なお、施設等使用料の助成額が1回につき、95%(上限1,900円)で運用しているが、借り上げる自治公民館等の使用料によっては自己負担額が大きくなってしまふ事例があることから、必要に応じて上限額を再検討する	

## 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策3 支え合い体制の形成)

### 取組項目-1 見守り体制の形成(1-3-1)

#### (取組の方向性)

子ども、障がい者及び高齢者を見守るため、地域による見守り活動に取り組みます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	21		
取組計画	21	1 地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う。(地域福祉活動協力員制度の必要性について検討)	D
取組実績	21	1 (社会福祉課) 地域(まちづくり協議会の区域)の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりの一つとしての協力員制度の今後の方向性を協議するため、地域福祉計画の令和2年度上半期の取組状況調査(令和元年度評価がC評価、D評価、E評価の取組のみ)を踏まえ、地域福祉計画部内推進会議を開催しました。協力員制度の土台と考えている生活支援体制整備事業の今後の方向性を協議した結果、国で示している協議体や生活支援コーディネーターの役割を果たして行くことが現状では難しいため、地域の高齢者の現状やニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズや課題について各地区のまちづくり協議会と情報共有を行いながら、生活支援等サービスの体制整備を推進していくといった方針づけを行いました。そのため、現状では(仮)地域福祉活動協力員制度の制度設計(市全体の仕組み)の根幹となる地域の支え合い活動で提供すべき具体的な生活支援等が明確になっていないことから、当分の間、相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していくこととしました。	
R3年度 取組計画	21	1 会員相互の生活支援等サービスの提供システムとして実施している社会福祉協議会のほほえみサービスを支え合い活動の一つとして、周知・推進していく	
市の役割	24		
取組計画	24	3 生活支援体制整備事業を進める中で地域住民による見守り活動に繋がる情報提供をしていく	D
取組実績	24	3 認知症声掛け訓練を、高野地区まちづくり協議会との協働で開催できるように、9月に認知症サポーター養成講座の開催、説明会等実施したが新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和2年12月4日開催中止となりました。	
R3年度 取組計画	24	3 高野地区まちづくり協議会地域福祉部会と再調整を行い、認知症声掛け訓練が開催できるようにする。高野地区まちづくり協議会の取組を起点に、他地区でも実施できるよう調整する	

### 取組項目-2 生活支援サービスの整備(1-3-2)

#### (取組の方向性)

高齢者や障がい者等の在宅での日常生活上の困りごとを的確に把握し、地域の特性に応じた日常の生活支援を支え合い・助け合いで行えるよう、生活支援サービスの整備に努めます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	27		
取組計画	27	2 第1層協議体の組織形態を検討する。(関係各課等)	E

区分	番号	内 容	評価	
取組実績	27	2	各地区まちづくり協議会全体の話し合いは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催していません(主管課は市民協働推進課)。	
R3年度取組計画	27	2	全地区にまちづくり協議会(福祉部会)が設立した後、市民協働推進課との協働で、各地区での課題やニーズを共有する話し合いを実施する	
市の役割	28		助け合いの推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	
取組計画	28	2	第1層協議体の組織形態を検討する中で、併せてコーディネーターの人材確保について検討する	E
取組実績	28	2	取組27-2と同様	
R3年度取組計画	28	2	市民協働推進課や支援担当職員等と、各まちづくり協議会福祉部会で出ている課題やニーズを共有し、支え合い活動に繋がるよう支援する 各地区まちづくり協議会全体(地域の理想実現)の話し合いを通じて、市全体の地域課題を把握する	
市の役割	30		高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。	
取組計画	30	3	相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握します	C
取組実績	30	3	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供しているが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
R3年度取組計画	30	3	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する。また、障がい者相談員に対し、相談の中で既存の行政サービス以外でボランティアが対応可能な支援のニーズがあるかアンケートを行う	
市の役割	33		生活支援サービスの仕組みの一つとして、有償ボランティア制度の構築に取り組みます。	
取組計画	33	1	地域での支え合い活動の動向を踏まえ、ほほえみサービス等有償ボランティア活動や総合事業等のあり方を社会福祉協議会、健幸長寿課等関係機関と検討し、既存事業の見直しをする	E
取組実績	33	1	社会福祉協議会の既存事業(ほほえみサービス)についての情報交換は未実施。 市健幸長寿課が、他市の総合事業(介護保険 地域支援事業による多様なサービス)の取組について情報収集する計画(現地訪問)でしたが、日程調整の関係で未実施。再度調整し、情報収集をする予定です。	
R3年度取組計画	33	1	地域での支え合い活動の動向を踏まえ(まちづくり協議会福祉部会内の情報共有)、ほほえみサービス等有償ボランティア活動や総合事業の多様な取組について検討を行い、既存事業や人材育成の方法について、社会福祉協議会等と意見交換を行う	
市の役割	34		市民が能力を生かし、生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。	
取組計画	34	2	生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	D
取組実績	34	2	社会福祉協議会、健幸長寿課、社会福祉課等関係課による既存事業(ほほえみサービス)の意見交換は未実施。総合事業(介護保険 地域支援事業による多様なサービス)の取組検討のために、他市の取組情報を把握する予定でしたが、日程調整の関係で未実施。	
R3年度取組計画	34	2	関係機関(社会福祉協議会、健幸長寿課、シルバー人材センター等)と意見交換を実施し、ほほえみサービス事業の拡大や新たな総合事業の取組を検討し、取組の方向性を出す	

## 基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり(基本施策1 生きがい活動への支援)

### 取組項目-1 高齢者の生きがい支援(2-1-1)

#### (取組の方向性)

高齢者が地域において、地域福祉活動の担い手となるよう参加を促すとともに、自治会・町内会、シニアクラブ、サロンの活動の活性化、生涯学習への参加を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	37	シニアクラブやサロンの立ち上げ活動を支援します。	
取組計画	37 1	空白地域については、新規サロン設立を推進する	D
取組実績	37 1	高野地区まちづくり協議会 地域福祉部会(サロンチーム)の中で、サロンの立ち上げについて話し合いを計画していましたが、協議会開催中止となり、話し合いができていません。北守谷地区まちづくり協議会代表者とサロン活動の課題を共有したが、話し合いまでには至っていません。	
R3年度取組計画	37 1	サロン空白地域については、新規サロン設立を推進する	
市の役割	39	もりや生涯学習リーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。	
取組計画	39 1	文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	C
取組実績	39 1	文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、利用が制限されたり、予定していた自主的な活動ができない状況になりました。	
R3年度取組計画	39 1	文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	

### 取組項目-2 障がい者の生きがい支援(2-1-2)

#### (取組の方向性)

地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい者を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	46	障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。	
取組計画	46 1	相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す	C
取組実績	46 1	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
R3年度取組計画	46 1	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する。また、障がい者相談員に対し、相談の中で既存の行政サービス以外でボランティアが対応可能な支援のニーズがあるかアンケートを行う	

### 取組項目-3 就労機会の提供(2-1-3)

#### (取組の方向性)

高齢者や障がい者が就労することにより、生きがいを持ち安心して暮らせるように、職業安定所等との連携やシルバー人材センターを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	47	障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。	
取組計画	47 1	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する	D
取組実績	47 1	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等で検討を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による観点のため、実施することができませんでした。	
R3年度取組計画	47 1	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する	

## 基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策1 防災・防犯対策等の充実)

### 取組項目-1 避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実(4-1-1)

#### (取組の方向性)

避難行動要支援者登録制度の更なる周知、普及を図り、災害時に地域の中で必要な支援が受けられる体制を目指します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	76	避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。	
	77	避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。	
	78	避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。	
取組計画	76 77 78 1	避難行動要支援者名簿を更新し、町内会・自治会、民生委員児童委員等の支援者に交付する。 また、同意確認がとれない要支援者や、協力いただいていない町内会・自治会に対して働きかけを行い、避難行動要支援者登録制度の周知と普及を図る。	C
取組実績	76 77 78 1	避難行動要支援者名簿を年2回更新し、要支援者の支援に協力いただける町内会・自治会や民生委員に交付しました。また、不同意者への同意勧奨通知や不受理町内会・自治会に対する名簿の受領勧奨通知を発送しました。	
R3年度取組計画	76 77 79 1	新型コロナウイルスの影響により、名簿受領団体が減少しているため、感染拡大予防を考慮して引き続き名簿の不同意者への同意勧奨及び不受理町内会等への受領勧奨を行う	